

## 石垣市職員倫理条例運用状況報告

この条例は、職員の職務の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的としています。  
職員倫理に関する運用状況について報告いたします。

【期間：令和3年2月1日～令和4年1月31日】

### 1. 倫理条例等の周知及び保持等に関する施策について

(1) 令和3年4月16日

職員の連休における厳正な服務規律の確保等について（通知）

(2) 令和3年7月15日

職員の夏の連休における厳正な服務規律の確保等について（通知）

(3) 令和3年8月16日

職員の厳正な服務規律の確保等について（通知）

(4) 令和3年9月29日

職員の「身だしなみ」について（通知）

(5) 令和3年10月18日

衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について（通知）

(6) 令和3年12月22日

職員の年末年始における綱紀の厳正な保持について（通知）

以上、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保等については、機会あるごとに注意を喚起し、周知徹底を図っており、通知においては、倫理条例の概要と届出事項について周知を図っております。

### 2. 石垣市職員倫理審査会

令和4年2月17日（木）午後2時 ・ 会議室6